

# 国民健康保険税の税率や算定方法が変わります

国民健康保険制度を将来にわたり安定的に継続していくため、令和8年度より以下のとおり税率等を改正します。国民健康保険加入者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

## 税率・賦課限度額

区分		改正前（令和7年度）	改正後（令和8年度）
医療給付費分	所得割	8.5%	6.6%
	均等割	26,900円	27,300円
	平等割	26,000円	20,000円
	課税限度額	660,000円	670,000円
後期高齢者 支援金等分	所得割	2.6%	2.8%
	均等割	8,500円	11,000円
	平等割	7,000円	7,000円
	課税限度額	260,000円	260,000円
介護納付金分 (40~64歳)	所得割	1.8%	2.1%
	均等割	9,400円	10,500円
	平等割	6,000円	6,500円
	課税限度額	170,000円	170,000円
子ども子育て 支援金分 <sup>※1</sup>	所得割	—	0.3%
	均等割 <sup>※2</sup>	—	1,200円
	18歳以上均等割	—	75円
	平等割	—	750円
	課税限度額	—	30,000円

※1 「子ども・子育て支援金制度」の創設により、令和8年度より新たに徴収されます。

※2 子ども子育て支援金分のうち、18歳未満の加入者の均等割は全額軽減となります。

## 低所得世帯に対する軽減措置

軽減割合	所得基準（世帯主・被保険者・特定同一世帯所属者 <sup>※1</sup> の前年の所得金額）
7割	43万円＋（給与所得者等 <sup>※2</sup> の数－1）×10万円 以下
5割	43万円＋（給与所得者等 <sup>※2</sup> の数－1）×10万円 ＋ <b>31万円</b> ×（国保加入者数＋特定同一世帯所属者 <sup>※1</sup> 数） 以下 ※改正前 30.5万円
2割	43万円＋（給与所得者等 <sup>※2</sup> の数－1）×10万円 ＋ <b>57万円</b> ×（国保加入者数＋特定同一世帯所属者 <sup>※1</sup> 数） 以下 ※改正前 56万円

※1 国民健康保険から後期高齢者医療保険の被保険者となった方で、国民健康保険の資格を喪失した後も同一世帯に属する方です。ただし、特定同一世帯所属者がその世帯から抜けたり、世帯主が変更となった場合には該当しません。

※2 一定の給与所得がある方と公的年金等の支給を受けている方です。該当する方がいない場合、（給与所得者等の数－1）はゼロとして計算します。